

静岡県告示第721号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成28年6月28日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
南伊豆松崎線	賀茂郡松崎町岩科南側字下川1676番の3から 賀茂郡松崎町岩科南側字宮ヶ原下3195番の2まで	平成28年6月28日

=====

静岡県告示第722号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成28年6月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川天竜線	磐田市下野部字五反田1905番の25から 磐田市下野部字五反田1911番の4まで	平成28年6月28日